

令和6年 No.4

○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

連合学校教育学研究科長の責任体制を明確化すること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年2月13日 大学院連合学校教育学研究科委員会 審議・承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年2月14日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第2号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）
- (2) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程（平成8年規程第9号）

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：連合学校教育学研究科長の責任体制を明確化すること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(研究科専任教員)</p> <p>第4条 研究科専任教員は東京学芸大学の教授として<u>連合講座のいずれか</u>に所属し、研究指導等を担当するほか学生の教育上の問題に関する構成大学間の調整等を行う。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>(研究科長)</p> <p>第5条 連合学校教育学研究科の研究科長（以下「研究科長」という。）は、研究科専任教員及び研究科所属教員である東京学芸大学教授のうちから研究科委員会において選考する。</p> <p><u>2 研究科長は、連合学校教育学研究科を統括する。</u></p> <p><u>3 研究科長の選考に関し、必要な事項は別に定める。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(入学資格)</p> <p>第7条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の<u>各号のいずれか</u>に該当するものとする。</p> <p>(1)～(8) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年2月14日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(研究科専任教員)</p> <p>第4条 研究科専任教員は東京学芸大学の教授として<u>連合講座の1</u>に所属し、研究指導等を担当するほか学生の教育上の問題に関する構成大学間の調整等を行う。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>(研究科長)</p> <p>第5条 連合学校教育学研究科の研究科長（以下「研究科長」という。）は、研究科専任教員及び研究科所属教員である東京学芸大学教授のうちから研究科委員会において選考する。</p> <p><u>2 研究科長の選考に関し、必要な事項は別に定める。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(入学資格)</p> <p>第7条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の<u>各号の1</u>に該当するものとする。</p> <p>(1)～(8) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号。以下「研究科規程」という。）<u>第5条第3項</u>の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長（以下「研究科長」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(選考の時期)</p> <p>第3条 研究科長の選考は、次の<u>各号のいずれか</u>に該当する場合に行う。</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年2月14日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号。以下「研究科規程」という。）<u>第5条第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長（以下「研究科長」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(選考の時期)</p> <p>第3条 研究科長の選考は、次の<u>各号の1</u>に該当する場合に行う。</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>